

力ををしておるのでござります。関係各位におかれましてもこの上ともこの点に御指導御後援を賜われば、ありがたいしあわせに存じます。

はなはだ簡単でございますが、工事進捗状況の概略を以上申し述べました。(拍手)

○坂田委員長 次に 愛知県側より
松尾愛知県総務部長。

いただきました愛知県の総務部長の松尾でございます。本日は知事が出席い

たすべきでございましたが、緊急やむを得ない用件がございまして出席できませんので、お許しを得まして私のが代理として出席させていただきまして、御説明申し上げたいと存する次第でございます。

愛知用水事業は、國会、政府の方々を初め各方面の御指導と御援助、並びに、田畠、河川、湖沼の整備、等

に公団当事者 地元関係者の熱意と努力によりまして、夢の用水と言われま

したこの世紀の大事業もようやく順調に進行し、いよいよ六月には通水の運

びに至りましたことは、まことに感激いたえないとこでござります。こと

に、当農林水産委員会におかれましては、本事業の当初から数次にわたって

現地の御视察をいただきまして、ま
た、国会の御審議を通じて絶えず格段

の御高配を賜わり、本事業の進捗のために非常の御尽力をいただきましたこと

とは、まことに感謝の至りでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げ

ます。

いたしまして、農林省、愛知用水公團と一体となりまして、本事業の遂行上全力を尽くして参った次第であります

が、直接県が担当いたしました工事といたしましては、農業用水の支線水路を公団の委託事業として実施いたして参ったのではございません。支線の委託工事につきましては、幹線工事の進行に対応して工事の進捗に努めて参りました。また、畑地灌漑のための耕地の整備も順調に完工しております。公団の直轄事業の進んでおりまして、県の委託工事も完成であります。一方、上水道、工業用水も順調に工事が進行しております。また、幹線水路の通水とともに、これに対応して給水を開始いたします。また、かねて御高配を賜わっております愛知用水の受益地域の営農指導につきましては、先般当委員会が現地を御視察の際に御説明申し上げるとともに、いろいろ御指導願いましたように、三十四年以来、普及職員、農協の営農指導員等を増員するとともに、畠地灌漑の試験施設の充実をはかつて参り、また、愛知用水地域の農業計画、さらに部落営農計画及び末端の営農計画、こうしたものの各種の営農計画を確立いたしまして、さらに、本年に至りましては、新たに総合経営試験地を設置することにいたしまして、各種の施策を講じまして、通水を前にして営農指導の方全を期している次第でございます。

す。しかしながら、この間におきましては、補償問題の難航とか、技術者の不足、あるいは経済事情の変動、または伊勢湾台風の襲来等の幾多の難問が発生して、工事の進行を阻害されたり、あるいは工事費の増大、あるいは当初の土地利用の計画の変更というようなもの的事情もあつたわけでござりますが、これらの点につきましては、それ問題を解決しまして、今日の本件に至りましたことをまことに深く感謝している次第でございます。

また、完成後の管理・運営の問題につきましては、県といたしましても、農林省、公団と協力いたしまして、極力改善いたして参りたいと存ずるのでござります。特に、農民負担の問題につきましては、その軽減のために、県におきましてもできる限りのことはいたしたいと存じている次第でござります。

また、今後、産業、文化の発展に応いたしまして、工業用水、上水道用水等の需要が増加して参りますことに対しましては、木曽川の水資源の高密度の開発利用を推進し、愛知用水の施設を高度に活用して、上水道や工業用水などの供給を増加して産業の発展をはかるとともに、あわせて農民負担の軽減をはかるよう、各方面的格段の御理解と御協力を賜わりたいと存する次第でございます。

今回、愛知用水工事の完成を目前に控えまして、政府におかれましては、公団が建設事業から管理事業に移行する方針を立てられまして、そのため必要な愛知用水公団法の一部を改めに必要な愛知用水公団法の一部を改

正する法律案を国会に提出され、本委員会において御審議を願つてゐることには、地元原といたしましてはまことに感謝いたします。豊川用水事業は、愛知用水と並んでいまして、今回これが愛知用水事業に含まれますことは、本事業の促進のためにきわめて適切な御措置でありまして、これによつて、この地方民の多年の願望が実現されるとともに、東河地方の開発が急速に進むものと存ぢ立いたしますよう、当委員会の格段より御高配をお願いいたしたいと存す所存でございます。

以上、簡単でございますが、概要の御説明を申し上げるとともに、委員各々の御厚情に対し深くお礼を申しあげます。次第でございます。(拍手)

○坂田委員長 次に、土地改良区側とり、日高愛知用水土地改良区理事長。

○日高参考人 まず最初に、愛知用水工事の促進につきましては、御列席の先生方の格段の御配慮により、予算の裏づけと高度の技術を發揮されまして予定の期間内に完了の運びに至りましたことにつきましては、土地改良区農家を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

当土地改良区といたしましては、皆様の御好意に沿うために、受益につき諸般の準備を進めて参りましたが、その一つは、末端の耕地整備事業でござります。公團の委託にあります畠地の灌漑工事は、愛知県の手厚い指導のもとにほぼ完了の期に達しております。その二は、施設の管理段階に入りまつた際に委託を受くることを予想されま

す支線水路等の管理についてでござりますが、目下これが着々体制の整中でございまして、通水を迎えるのは遺憾なきを期しておる次第でござます。

せつからく皆様の格別の御好意によ御努力をいただきながら、なおこのよりの要望を申し上げるのは礼を失するとは存じますけれども、この際二、三のお願いをさせていただきたいと思ひます。

第一は、末端土地改良事業についてでございますが、畠地灌漑につきましても、一団地二十町歩未満の小団地ばかりでございますが、これにつきましてはほとんどいまだ手がつけられておりません。また、水田につきましても、排水改良、区画整理等、今後の土地改良事業によりまして初めて愛知用水の工事が万全にしてかつ大きな効果を發揮するものでありますことは、諸先生のよく御了察いただけることと存ずるのでござりますが、願わくばすみやかにこれららの関連工事が施工されますようさらにお力添えをお願い申し上げたいたいと思います。

第二は、農家負担の問題でございますが、先生方のお骨折りによりまして、工事費の増大、受益面積の減少ばかりでござりますので、もちろん通水後は目下の指導のもとにすみやかに営農を改善いたしまして負担力の増大に全力をいたしましておるところでございます。

たす所存でござりますけれども、その実績をあげますにはなお相当の歳月を要するものと考えられますので、負担金の支払い方法等につきましてはさらに御検討をいただきたいと存じておる次第でござります。

質疑申上げましたよ。諸先生の御配慮につきましては満腔の感謝をいたしておるものでございますが、最後のお願いといたしましてこうしたことを申し上げるのは望観の要望だとうふうにおしかりを受けることを心配いたしながら、あえて率直にお願いを申し上げる次第でございます。(拍手) ○坂田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。質疑は午前中で終わりたいと存じますので、御了承を願います。

○角屋委員 本日、愛知用水公団法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、現地側から、愛知用水公団あ

たす所存でござりますけれども、その実績をあけますのににはなお相当の歳月を要するものと考えられますので、負担金の支払い方法等につきましてはさらに御検討をいただきたいと存じております。次第でござります。

第三は、通水期間の問題でござりますが、當農意欲の向上とその実績をあげますことが本用水の成果を左右するものと考えておりますて、本用水の計画されました当時とただいまとでは當農の実態が変わつて参つておりますて、ただいまでは、果樹でござりますとか、高級蔬菜園芸でござりますとか、あるいは畜産、特に酪農等に希望を託する農家がだんだんふえて参つておりますて、これら農家は通水期間の延長を強く熱望しております。こういう状態でございますので、御質問をいただきまして、このことにつきましても格段のお取り計らいをお願い申し上げたいと存じます。

るいは県あるいは土地改良区の理事長、それぞれ責任者の方々にお集まりをいただきまして、主として愛知用水事業終了に伴う諸般の問題について御質疑も申し上げたい、こういうことで参考人の招致をいたしたわけであります。ただ、本日の参考人招致の意味からいなしまして、公団の場合も県側の場合もおいても万障繰り合わせて知事の出席を仰ぎたいということを強く私は委員部を通じて申し上げておったのであります。が、残念ながら愛知県知事の御出席のないのはまことに遺憾でござります。

足以来今日まで、愛知用水公団はもちらん、県あるいは土地改良区の三位一体の協力体制の中で、途中私どもしばしば現地視察等をやりまして、昭和三十四年の七月九日の本委員会の閉会中審査にあたりましては、大体同じようなメンバーにお集まりをいただいて、愛知用水事業のりっぱな仕上げを思ひ、いろいろ率直な意見を申し上げたのであります。あるいはそれが知事の欠席という理由の一つになつたかどうか存じませんけれども、とにかく、それは、われわれの真意は、農林水産関係から見れば、世紀の大事業、いうこの愛知用水事業をりっぱに、委員会も責任を持って仕上げたいといふ熱意にほかならなかつたわけであります。

か、こういうことをまずお伺いしたいと思います。

○浜口参考人 これは、豊川用水を包
含した後のこととは私は申し上げる限り
じゃありませんけれども、ただいま角
屋さんから、経験によって外資導入の必
要があるかどうかというお尋ねでござ
いましたから……。

当時、世銀から借りるようになった
ときは、わが国の外貨が非常に逼迫状
態でありましたし、それから、機械も
外国の新鋭の機械が全然なかつたころ
でございますから、外資を導入し、か
つまた技術援助も必要だったのですござ
いますが、将来は外資導入並びに技術
援助は必要じゃない、機械も、多少古
くなりましたけれども十分にあります
し、技術家もその技術を身につけてお
りますので、外資によってこれをまか
なう必要はないのじやないかと、私の
経験によつて申し上げます。

○角屋委員 これは技術的な問題であ
りますから伊藤理事の方にお伺いした
いと思いますが、例のエリック・フロ
アの技術援助というものを愛知用水事
業の推進過程で受けたわけであります
が、そういう技術援助の経験を通じ
て、わが国の農業土木関係の技術の前
進ということには相当の貢献があつた
と思うのでありますけれども、特に外
国のそういう技術援助を通じての教訓
といいますか、あるいは彼此農業土木
の対比をした場合に、向こうの学ぶべき
点といいますか、そういうふうな点
について、これは技術の立場の直接中
心になつてやっておられたわけですか
ら、この際エリック・フロアの技術援
助を通じての相手の学ぶべき点、ある
いはまた農業土木関係に貢献した役割

○伊藤参考人 実は、角屋先生の方が御専門でいらっしゃいまして、私は事務屋でございますので、話は逆になると思うのでござりますが、しかし、五年前技術屋さんと一緒にやって参りましたので、そういう点につきまして、数点、御満足がいくかどうかわかりませんが申し上げたいと存じます。

結論的に申しますと、私の方の技術の連中は、いずれも、技術援助を受けたよかったですということを申しております。これはしろうとでございますから恐縮でございますが、一、三具体的な例を申し上げますれば、今まで公団で、百二十キロにわたります水路、それからダム、ため池といったようなものをやつておりますが、従来の日本のやり方でございますと、角屋先生を前に置いて恐縮でございますが、必ず工合の悪い、地盤の悪いようなところはいい打ちをしてあるところはございません。理屈は簡単なものだと思いますが、結局、大きなものを作りますが、それだけのものは水路でございますと土をのかせます。そうしますと、下の土は、何万年、何十万年以來それだけの大きな重量を持つておったから、それだけのせる力があるのだ、それをわざわざいい打ちをする必要はない、土が悪ければいい土を置きかえればよろしい、こういうようなことで、聞いてみれば何でもないことでございますが、これは一つの大きな日本の土木の革命であつたというふうに聞いております。

が、ごらんいただきましたように、非常に幅が広うござりますが、コンクリートの厚さがわずかに十センチといふ薄いものでございまして、従来のやり方からすれば、もとよりを強くしまして、そうしてコンクリートもうんと要る、従つて金もかかるということでおございましたが、用地の点では少し金はかかりますが、そういう点は、総合比較してみますと、比較にならないほど安くできた、こういったような水路のやり方も新しい一つの行き方であります。

それから、なお、昨日角屋先生の御質問で農林省との間にも何かあつたやに記憶しておりますが、ダムを作りまして、非常に基礎処理というようなものが大事なことは御承知の通りでござります。その基礎処理が、特にあいつたようなロックファイル・ダムを作るこというような場合に、地盤が悪い、そのためにはボーリングをやっておるわけでございますが、そのボーリングのやり方が非常に簡単にしてしかも能率の上がるやり方で、経費の節約になるというようなことを、向こうのボーリング専門家がずっとおりまして、実際にそれを実施いたしました。これなんかは、農業土木だけではなくて、電気の方の関係あるいは一般土木といったようなところからも技術者がたくさん見に参りましたて、いずれもそれを取り入れておるといったような事情でございます。

それから、なお、従来の設計なんかでも、日本の設計でございますと、細部のところは大体現場にまかしておるといったような調子でございましたの

が、ごく細部のところまで全部きめまして、結局、現場の人は直にその通りやつております。特別に能力がすぐれていなくともそれでやれる、一種の機械化とでも申しますか、そういったたゞうなことも新しい行き方でございまして、そういう点でも非常に日本全体として、そう申しますかの設計基準の点に寄与したといったようなことも聞いておるわけですがござります。

以上、ごく簡単でございますが、さような数点をあげましては、御説明にかえさせていただきます。

○角屋委員 今伊藤理事からお話しのように、牧尾橋のロックフィル・ダムあるいは兼山から取り入れたあととのトランネルのライニング、サイフォン、幹線水路の設計、その他各般の点について、今お話をのような点ではいろいろわざが国の農業土木の今後の発展のために貢献するところが相当あつたろうというふうに私自身も判断をいたしております。

そこで、外資導入あるいはエリック・フロアの技術援助の問題はこの程度にいたしまして、今度の愛知用水公團法の一部改正に伴う今後の豊川用水事業継承のすべり出しの問題については、かねて公團側からも大体八月一日発足を目指にしていろいろ御説明等も承っておつたわけですが、かりに会期末ぎりぎりくらいまでのところでこの法案が処理されるとするならば、今後の事務手続きの問題等から見て、きのうの伊東局長のお話等からいたしましては、いろいろな法律改正の中のそれぞれ事業基本計画

あるいは事業実施計画、あるいはまちづくり問題、それぞれ関係者の意見書の提出の問題、その審査、それから、すべての事業実施計画の手続終了の告示、公団の豊川用水事業の開始、それおぜん立派に立てるわけですが、今後の法律の処理に伴いますこれからのおぜん立派の問題について、公団側としてはどういうふうに御準備をなさつておられるか、簡単に説明を伺いたい。

○伊藤参考人 今角屋先生からおつしやったようなそれぞれ準備が要るわけですが、内々準備のできるものは、農林省やなんかとタイアップいたしまして進めております。たゞ、法律上どうしても要る期間となりますと、きのうもお話をありましたトヨタ、うに七十五日かかりますが、これも、最後に農林大臣まで持っていく異議申し立てというものがなければ、その辺ももっと短縮になりますので、かたがた、何とか予定されました八月一日間に間に合うようにということをやつておりますが、場合によりますと、そういう点で多少足を出すということもあるかもしれませんと存じております。

○角屋委員 公団のこれからのおぜん立ての中で、これは当然農林大臣の事業基本計画というものが出来ましたのに基づいて、公団の事業実施計画と、いうものが作成されるわけがありますけれども、すでに豊川の場合は国営事業として発足しておる経緯もありまして、公団側では農林大臣の事業基本計画というようなものが出来される大体の実施計画等についても準備を進められておるのかどうか、その辺のところは

○伊藤参考人 大体準備は進めております。
○角屋委員 かねて本委員会でも問題になつた点ですが、公団の性格として、建設的な事業の性格と、それから、今後愛知用水事業の終了に伴う物理的な面、こういうところに力点を置かれて、実際に愛知用水事業完了に伴うところのこれから仕上げ問題、なとえば営農その他諸般の問題等については副次的にこれを取り扱っていく、こういう運営方針で今後いかれるつもりであるかどうか、浜口総裁の御意旨を伺いたい。
○浜口参考人 営農は公団のやることじゃないのでございます。公団といしましては、営農もそれぞれ国家並びに県の指導のもとに適切な営農指導が行なわれて、愛知用水の水が有効に使用されることをわれわれは希望しているわけでござります。
○角屋委員 私の聞かんとする意味は、いわゆる工事施行と営農とは緊密な連繋を持っておるわけでありますから、従つて、国、県あるいは試験研究機関でその問題を取り扱うにいたしましても、公団側としては、やはり、将来の営農体制、これは畑灌あるいは水田その他各般の問題を含めて、そういう相互の意思統一のもとに工事施行、設計等がなされていくという意味でお尋ねしたのであります。公団の性格としてはやはり建設的な部面、管理的な部面という点に力点はありますけれども、営農に対する配慮、これは日本農業のこれから変貌の問題もありましようし、どうそれその地域において営農がなさることが結局あるけれども、営農に対する配慮、これ

りっぱな成果を生んでいくかという
とは、工事の設計、施行と関連がある
いう意味でお尋ねしたのであります。
本来の性格については、それは今総
からお答え願つた通りだらうと思
ます。

そこで、工事も大体愛知用水事業
については仕上げ期に来ておるわけで
けれども、私ども最近現地に参つて、
りませんので必ずしもつまびらかでし
りませんが、巷間伝うるところでは、
六月の通水期の場合に、場所によつて
は通水に支障が来るような地区が出
のじやないか、スマーズに通水がな
れるのじやなくて、幹線水路と支線
路との継ぎ目、あるいは支線水路とこ
れにつなぐ細支線とのつなぎ目、こ
うふうな工事施行上の問題等から
百パーセントりっぱに通水できるの
じやなくて、場所的にはそういう通水
に支障が来るようなところが生ずるの
ではないかといふことが巷間伝えら
れておるわけです。これは私は現地に
参つておりませんから必ずしもつま
らかにしませんけれども、そういう心
配の個所が今日予想できるかどうか。
これは、公団、県あるいは土地改修
区、これは直接現地におられるわけで
すから、そういう心配はないのか、た
るいは工事施行の場所の数点において
はそういう心配もあるというふうなこ
とがあるかどうか、その辺のことにつ
くお伺いしたいと思います。

○伊藤参考人　ただいま角屋先生の
おつしやった通りでありますと、全
の水を通すようにということです今や
ておりますが、場所によりますと、よ
ほどこれからがんばりませんと、あ
ないというふうなところもたくさんござ
ります。

（アーチー） うそだ。 おまえの手口は、 おまえの手口だ。

いと言われる。あなたの方では、ぱつぱつやる。さくの方はやっていない。それでは私どもは危険この上ないから、この点は管理方式になつても十分なことをやるかやられないかといふことを一つしつかり承つておきたいと思います。せつかく角屋先生からお尋ねのところであります。私は地元で非常に痛切にそれを感じる。もし取り返しのつかないようなことがあって、その責任は一体だれが取るか。だれが取るにしたって、死んだ者の命は戻つてこないのですから、その点を一つ強くお願い申し、お考えをしていただきたいと思うのです。

○伊藤参考人 私もさつきの御説明が舌足らずでありましたので恐縮でございましたが、現在は、そういういたよなことで、さしあたりできます。急所急所だけをとりえずやります。それから、今後は、管理段階のものを含めまして、それを、できるだけ早い機会に、いろいろ地方の方とも御相談し、県や何かの応援も得まして、何とか心配のないようにいたしたい、こういふつもりで申し上げたのであります。それおつしやる通り、これは全く取り返しのつかない事態を生ずる問題でござります。

なお、さつさ丹羽先生もおつしやいました、アメリカとは事情が違うといふ問題でございますが、お説の通りでございまして、内部的にはいろいろ登論になつたことを聞いております。アメリカあたりでは、むしろさくをするとかえて子供というものはさくに登りついたりして、危険を生ずることが

あるから、しない方がいいのだという議論も出たそうですが、それはアメリカと日本は違います。これらは私どもの方の技術者が押し切りまして、現在のところ非常に不十分ではございませんが、現在の状況にまで来ておるような次第であります。あわせて御説明申し上げます。

○丹羽(兵)委員 せつかく角屋先生の御質問のときに関連して私が長くお尋ねすることは恐縮でございますから、重ねて要望だけおきます。どうか、また私が強くお願ひしております真意をよく理解していただけたい。そこで、きのうも言いましたように、愛知用水の幹線工事そのものの予算があるとかないとか、また、管理制度そのもので考えていくとかなんとか理そのもので考えていくことなどから、今後は、公団総裁のお話では、まだ十分身の振り方がきまつてないやに話が出来ますけれども、これは二百数十名、また、その後でございまして、県の方の希望、あるいはまた地方公務員関係の復帰の希望、あるいは自然退職の見込み、こういうふうなものにそれが分かれ参ると思いませんけれども、もう少しこの豊川用水の職員の受け入れとも関連をして職員の今後の身の振り方の問題について具体的にお話を願いたいのであります。

○伊藤参考人 角屋先生おつしやいましたように、七百七十名というのが本年最初の定員でございます。それで、現在では、逐次、事業が完成したに予算の面でもよく公団と政府において考へていただいて、この点はしっかりとやつていただきよう重ねて私は要おくれたというようなことのないようやつておきます。答弁の必要はありませんから、御納得いただけたら努力しておつしやる通り、これは全く取り返しのつかない事態を生ずる問題でござりますので、そういう点につきましては十分注意してやつて参りたいと思ひます。

○角屋委員 公団の職員の今後の身の振り方の問題でありますが、私どもの資料では、三月三十一日現在で職員が六百十八名、嘱託が三十四名、常勤労務者百十八名、締めて七百七十名といふふうなことで、これがそれぞれ、本

省業務、愛知用水管埋業務あるいは愛知用水残存工事の業務、さらに新しく許可されます豊川用水の建設業務といふように分かれて参るというふうに判断をしておるわけです。従つて、豊川用水に入れる人員の問題、それから、当然公団から他の方面にかわつてもらわなければならぬ対象の人、たゞい

あるから、しない方がいいのだといふふうな家庭的な事情ではつきりきまります。たとえば、名古屋であります、あるいは農業関係、漁業関係を含めての諸条件、こういふうなものを資料によつていろいろ判断をして参りますと、これから農業の変遷等も展望しながら農業の仕上げをやるということはなかなか並み大でいることではないようになりますが、そうではなく、あるいは名古屋でもつて仕事を世話をといつたことになるわけでござりますが、そうではなく、あるいは県から来た、あるいは國から来たといふふうな人たちにつきましては、県の方の話し合いで県がところをいつたような場合におきまして、あるいはどちらも豈へ帰るよりは今度は豊川ができる

ふうな家庭的な事情ではつきりきまります。たとえば、名古屋であります、あるいは農業関係、漁業関係を含めての諸条件、こういふうなものを資料によつていろいろ判断をして参りますと、これから農業の変遷等も展望しながら農業の仕上げをやるということはなかなか並み大でいることではないようになりますが、基本方針として、主として農業方面におけるこれから農業の指導の持つべき方といふものをどういうふうな考え方においてやつていかれようとするのか、その点、県側からまずお伺いいたしたいと思います。

○松尾参考人 ただいまお示しのように、この営農指導ということはきわめて重大な問題であり、また、非常に新しい時代に対応しながらこの営農指導をやっていくという点でいろいろ問題もあるわけでございますが、県においては、当委員会からいろいろと御指導、御鞭撻を願いまして、県といつてしまして、先般お手元にお届けしましたようなそれぞれの営農計画を立て、また、地域全体としての営農計画と同時に、これは県が全体的に掌握しまして、さらに、現地には、いわゆる地方事務所単位なり郡単位と申しますが、そうした単位ごとにそうした営農指導計画とか、同時に、そこでの住民の組織を作り、末端には、それぞれの組織を作り、また、町村、さらにも末端に行つて各部落といふように、一方では営農計画を持つと同時に、それを実施していくます住民の組織まで持つていて、そうした指導計画との指導の組織、また、県の職員はそれぞれ現地の職員を配置いたし

まして、営農の万全を期しているわけですが、いまして、当初は、愛知用水地区も、食糧増産、いわゆる主食の増産を主体にいろいろ考えられたわけでございますが、現在の営農実態は次第に異樹あるいは酪農ということに重点が来ておりますので、これらの問題に対処しましても、できるだけ新しい時代に即応するような営農体制を作りまして、特にこの地区は、愛知用水の効果を最大限に發揮いたしますにについては、いわゆる畑地灌漑ということが最も重大な問題でございまして、この畑地灌漑につきましては、県といたしましても最も重点を置きまして、いろいろ試験地を作り、全体としましてそれを農民に実地において参加させてなれさせるというような考え方で、今後営農の万全を期したいと思います。また、営農につきまして、特にあの地域におきましては、将来工業が発展していくに伴いましていわゆる兼業化といふものも当然増大してくる。そういう点から考えまして、あの地区におきましては、ある程度兼業化は当然の問題として考えまして、しかもその兼業によつても収益が減少しないよう共同経営組織というものを十分取り入れまして、今後営農体制の万全を期するようになっていきたいと考えているわけでございます。これは、しかし、実際の問題になりますと、通水したその実際に応じながら、逐次、県といたしましては、御指導も受けて、また現地農民とも協力いたしまして万全を期していきたい、かように考えている次第でございます。

たくさん問題点があるわけですからどちらも、経営の拡大との関連の中で出て参ります農地造成の部分の配分を一体どうしていくのか、こういう点についてきのうも農地局長にもお伺いしたわけですが、県の資料によりますと、千五百七十八ヘクタールの耕地造成のうち、百八十三戸の入植計画、それ以外のものについては地元増反として経営の拡大にこれを配分をする、しかも、経営拡大の配分の対象としては、経営規模七十から百アールの者に対して三十ないし五十アール、場合によっては二十ないし三十アールの配分を行なう、百五十ないし二百アールの者に対して十ないし三十アールの配分を行なって、それぞれの対象農家戸数として千六百、千二百、六百五十戸、こういうものが資料として出されているわけでありますけれども、農地造成に伴いますところの入植あるいは地元増反の配分の考え方としては、こういう考え方でいかれるのであるかどうか。さらに、資料の中に、新規入植の百八十三戸の問題については、牧尾ダムの建設に伴う水没者を優先受け入れるというような方針等についても書かれているわけでありますけれども、どういうふうな現況になっているのか、こういう問題について県側の御意向、あるいはこういう問題に対しても書かれていてはこういう問題に対しても書かれていては、この二つの問題が、どうして御意見があれば、承っておきたいと思ひます。

題につきましては、御案内のとく、愛知県におきましては、開拓審議会の中の入植選定部会というものが定められておりまして、これの入植選定の基準によりまして配分を行なっているわけでございます。そこで、開拓地の配分面積につきましては、その地帯の立地条件とか、また農業経営の形態あるいは資本力などの複雑な問題がござりますので、一がいにその面積も決定いたしますることは非常に困難でござります。しかしながら、愛知県におきます現在までの配分面積は、平均いたしまして一・三ヘクタールを標準といたしているわけでございます。ただ、愛知用水の受益地の開拓地につきましては、昭和三十二年に愛知用水地区開拓計画を策定されたのでございまして、営農が逐次機械化の傾向がござりますようなど、また、自立農家の造成のためにいたしましても、従来の一・三ヘクタールの面積を増加いたしましてこれを一・五ヘクタールに大体きめておるわけでございます。この内訳は、農業が一・四ヘクタール、宅地が一・一〇・一ヘクタール、合計いたしまして一町五反と相なるわけでございます。また、このうちに〇・三ヘクタールないし〇・四ヘクタールは自給飯米確保のためにこれを水田といたすこといたしておるわけでございます。なお、この自立経営のための家族の構成につきましては、労働力の重点配分とか、また労働の能率向上等をこの入植選定の基準要素といたしておるわけでございます。また、開拓者のいわゆる資質の向上を期しますためにも、御本人に當農に専心いたしまする決意があるかないかという点も選定の要件といたしました。

る當農状態でございまして、私ども非常に喜んでおる次第でございます。
○角屋委員 愛知用水事業の基幹工事は一応終了し、通水の段階にあるわけありますけれども、愛知県側の資料にもありますように、今後耕地整備事業あるいは水田改良事業として団体営なりあるいはまた非補助融資をもつてやる部面というものの面積については相当な面積に上つておるわけであります。先ほども要望の中で日高さんからもお話をございましたけれども、私も現地に参りまして耕地の状態を見ますと、これはやはり、愛知用水事業が相当の大きな成果をあげるために、仕上げは今後に残されておると思うのであります。従いまして、こういう耕地整備事業なりあるいはまた水田の改良事業等に対する県側のこれからの段取り、あるいは土地改良区としてこれからやはり希望というようなものについて、この際一つ具体的にお話しを願いたいと思います。

◎角屋義貞

い、かように考えております。

○日高参考人 御質問の畠地整備の未着手のものでございますが、これは団地二十町歩以上のものにつきましてはおおむね完了いたしております。問題あるのは、二十町歩未満あるのは二千戸団地

のものを今後極力国の御援助並びに県の援助をいただきまして進めて参りたいと思います。地元の要望も、そうした個所につきましては、はつきり希望のあります地区と、今後希望をとりまとめて参る地区と両方であろうと思いま
すが、相当面積これをいたしませんと水が末端まで利用できかねますので、これを今後の事業として取り上げて参

○角屋委員 これは三十四年の七月の閉会中の審査の場合に足鹿先生から取り上げられた問題でありますけれども、いわゆるこの愛知用水事業に伴う

純収益というものを一体どこまで見込んで得るか。この点については、土地改良区の方で、当時、第一次の試案としては、純収益三十八億円、第二次試案ではそれが下がりまして二十八億円

第三次試案では、さらにそれが、報告等が出ておらない部分が一部あつたと
いう理由もありましょうけれども、純
収益が十五億円、こういうふうに非常
に大きな激減を、第一次、第二次、第

三次と逐次して参つてゐるような経緯でございます。当時、土地改良区とし
ても、第四次の純収益を具体的な美地の精査に基づいて立てたいということを申し述べられておりましたが、県側

としてはそういう問題についてはまだ
当時は作成されではおらずに、これは
県の資料ではなくして土地改良区の資
料であるということで当時盛んに弁明

をされておったのでございますが、県側といたしましても、やはり、こういふ事業の純収益が、具体的な営農その他諸般の実地精査に基づいてどれだけ見込み得るかということは非常に重要な問題でありまして、今日の時点において、県側のこういう問題に対する試算、あるいは土地改良区が現地の精査に基づいて出しております試案、こういふものを具体的に御発表願いたいと存ります。

な数字が出たわけでございますが、これに対しましては今後の努力に待たなければならぬと思います。経営改善の今後の変化があると思いますが、極力これらの計画にマッチいたしますよう地元のPRをいたして参りたい、かように思っております。

思うし、でき得べくんば農民負担をさらに輕減する方途と、いうものを十分考える必要があるのじやないかと思ふのです。この点は日高参考人からも御意見があつたわけですが、原側として今後の當農指導の問題、それによるところの成果の結実と農民負担の關係といふようなものについて、確信を持つて遂行できるかどうか、という点についてお伺いいたしたい。

体的に今日の実態について農民負担の仕訳の内容というようなものは大体どういう見当になつておるのか、数字的な問題をお話し願いたいと思います。

○松尾参考人 負担の問題につきましては、現在國の方から一応平均負担で示されて、その線に沿うて県は検討しております。まだ、各受益地区、それぞれ個々の水田とかあるいは畑地灌漑、また畑地灌漑の種類によってプラスするというようなことは、それぞれ

現地の実情において差等も出ると思いまして、現在まだそれについては成案を得ておりません。できるだけこれを基準にして農民負担の軽減ができるよう、合理的に土地改良区の方、国の方

方とそれぞれ御相談いたしましてこれは決定されるべきものである、かように考えて、県もその立場においてできるだけ努力して今後合理的にこの問題を解決するようになつていただきたいと考え

ておる次第でござります。
○角屋委員 畑地灌漑の運営と成果が
どういうふうにあがつてくるかという
ことが、純収益を上げる上において
も、あるいはまたあの地帶の今後の営

農指導の面においても非常に重要な問題の一つになるわけですが、県側の資料によると、畑地灌漑ロー・テーション・ブロックというものを作って、作物等につけても十分調整しながら水の

補給等についてもこれを合理的にやつていこう、こういう考え方のようでありますが、なかなかこういう規制的な運営という問題については農民側としてはなれておらぬ、問題であります。

てはなれどおらかい問題であります
て、具体的にこの畠地灌漑ロードー
ーション・ブロックの運営問題というも
のについてどういう指導をされ、具体

的にどういう計画のもとに今日来ておるかという点について、県並びに土地改良区の方から実情をお話し願いたいと思います。

○松尾参考人 このローテーション・ブロックのそれぞれの運営の問題

行って、それに基づく実際計画を軌道に乗せていくというのには相当困難を予想される問題もあると思いますが、これにつきましては、土地改良区とも十分協力をいたしまして、県も最善を尽くしていきたいと思いますので、御

は、御承知のように、きわめて目ざましいものでございまして、それに伴いまして工場の増設もありますが、私どもは、名古屋地区から知多半島にかけてましては、できるだけ工業は臨海工業地帯、言いかえれば、海面の埋め立て

査いたしまして、できるだけ正確な方向づけをやっていく。そうした意味におきまして、現在、われわれも、従来の地方計画を改定して、新地方計画というような形で、いろいろ専門家の御意見も承って計画を進めておる途中で

工業用水については秒間にしまして約一トン程度、年間二千八百万トン程度のものを工業用水として計画し、一千七百万トン程度のものを上水道として計画したのが現在実施している計画でござります。しかし、その後、日本の

でござりますが、これは、現在は、どっかと言いますと、試験的に、一定地区を作りまして、それぞれの地区におきまして約一ヘクタール程度の試験区を作つて、それぞれの地区的農民の参加を求めるながら、同時に県においてもやり、できるだけこの実績が農民に浸透していくようになっております。実際問題として、今後水が来てその作付統制とか水利統制とかいうものに、お示しのように非常に困難な問題があると思いまして、県におきましては、各農家に畑地灌漑説本というような名称をつけまして畑地灌漑に対する農民としてるべき資料も作つて、そ

○日高参考人　この問題につきましては、土地改良区といったしましては、県の指導と待ちまして、郡単位、町村単位、さらに部落単位に分けまして、愛知用水農業推進協議会というようなものを作つて参りまして、部落単位で今後のローテーション・ブロックの改善の検討をただいまいたしつつある状況でありますて、なお、さらには水系別にもこれを分けまして、目下水の参りますまでに一応の成案を得たいと思いまして努力中でございます。

○角屋委員　愛知用水水受益地区の状況から見て、臨海工業地帯の今後の進展

造成を主体にして、ここに重化学工業を置く、そして、もちろんそれに関連します住宅とかいうもので知多半島地方にも相当の農地壊滅が生ずるということも考えられます。しかし、工場そのものにつきましては、むしろいわゆる名古屋周辺よりももう少し外に出まして、いわゆる衛星都市を中心にして、岐阜、三重を一体としました後背地の開発を考え、こうしたことにより内陸地帯の工業地帯を造成していくことのような基本的な考え方で計画を進めておりますが、現在、内陸地帯の農地の壊滅が一体どういうふうになるか、十年後にはどれだけ壊滅するかということ

○角屋委員 知多半島を中心とした愛知用水の受益地区の今後の産業の変遷がどうなるかということは、これはいろいろ条件があるわけですから、明確には判断できないと思いますけれども、かねて、愛知用水事業の問題と関連をして、基本計画の中で取り上げておる農業用水あるいは工業用水、上水道用水の配分問題、特に当時東海製鉄の誘致問題等もからんで、今後はどういう新規の工場関係に対する工業用水は一体どこから求めるのか、場合によつては矢作川のこれから開発の問

工業の発展に伴い、特に臨海工業地帯の発展ということが重大でございまして、名古屋南部地区におきます東海製鉄の建設を中心にして、新しい埋め立て造成、並びにここに工場の進出が非常にわれわれの想像以上に進んでおります。われわれは、現在、名古屋南部のいわゆる臨海工業地帯の造成は、大体昭和四十五年を目標にして現在検討中で、まだ最終計画はできておりませんが、一応われわれが考えております計画としては、昭和四十五年の工業開発として、名古屋南部で約四百三十九万坪の臨海工業地帯を造成したい、これに要します工業用水としては、大体

れをもとにして講習をする、それと同時に、現地の指導に当たっております。県の普及員その他にも絶えず実際と理論と両方の面から数回繰り返して指導講習をやっておりまして、それらの方法を通し、また、各部落については部落座談会などを絶えず行なって、この畑地灌漑、これは新らしい農業形態でござりますので、これを完全にいくようになつております。また、新聞とかラジオ等もこの問題につきましては非常に協力してもらいまして、いろいろの機会に、今後の名古屋付近の営農の根本はこの畑地灌漑にあるのだといふことでやつておりますので、現在準備体制としては順調にいっていると思ひ

等とにらみ合って、農地転用の動向と
いうものが非常に注目をされるわけで
あります。もちろん、この点について
は、昭和二十五年から三十四年の十年
間に約三千三百ヘクタールの農地転用
がなされておる、しかもこれが三十年
以降急激な上昇傾向を示してきておる
というふうなことでありますけれども、
この機会に、受益地区方面における
今後の農地転用の動向というものに
ついて、県側として、工場が地方に分
散をして設置されてくるとの見合っ
て、どういう展望を少なくとも今後十
年間において持っておられるか、この
点一つ県側の方からお伺いをしたいと
思います。

は、現在正確な数字は持っておりますが、
んし、また、いろいろ推定もやってお
りますが、われわれも自信のあるもの
を持っておりませんが、公平に見て、
ただいまお示しの大体これまでの農地
壊滅の趨勢が今後も続く、しかし、こ
の愛知用水受益地区におきましては、
やはり、いわゆる近郊農業地帯として
非常に重要な地域でございますから、
われわれは、こうした近郊農業として
適当な地域には工場が設置されるとい
うことはできるだけ避けたいと
いう気持を持っておりますので、そ、う、
いわゆるこの知多半島の受益地区が工
場化するということは、一般の想像よ
りは少ないと思っております。現在数

題、あるいは天白川の伏流水の活用問題、さらにはまた工場新設地域における地下水の利用、各般の問題が一応素材としては言われたわけでありますけれども、今後の工業の発展に伴う工業用水の総合計画というふうなものを見、特にこの受益地区に焦点を合わせてどういうふうに県側として見通しておられるか、この点を一つお伺いいたしたい。

○松尾参考人 ただいまお示しの名古屋港を中心といたします臨海工業地帯につきましては、愛知用水の計画当時におきましては、まだ日本の工業の将来といふものに対する見通しもきわめで悲観的な状態でございましたので、

万トンにしまして五十万トンないし六十
万トンを要するのではないか、かよう
に考えております。なお、このほか
に、現在、知多半島東岸といいます
か、いわゆる衣浦湾沿岸におきまして
も、最近非常に工場の進出希望が多く
なりまして、ここにも臨海工業地帯の
造成が進められておりまして、これは
大体四十五年ごろまでに百二十七万坪
ぐらいの造成ができるのではないか。
それに要します工業用水は、大体日量
にしまして二十万トン程度のものかと
存じます。これに対しまして、この名
古屋南部につきましては、工業用水
は、現在の一トンのほかに、さらに約
六トンくらいの水が必要になる、かよ

○松尾参考人 最近の愛知、名古屋を中心します工業の発展といふもの

字的に内陸工業地帯はどれだけという
数字は持つておりますが、今後、調

御承知のように、われわれは、当時、愛知用水は総合開発事業としまして、

うに考えておるわけでございますが、これにつきましては、先ほどもお願ひ

水源対策というものは最も重大でござりますが、これについては、われわれ農地局、通産局というようなものが一緒になりまして、木曾三川の三川協議会といものを作りまして、ここでいろいろ水源計画を検討しておりまして、これら工業地帯の発展並びに名古屋市等の都市用水の増加に対する対策、また、三重県、岐阜県等の工業用水、都市用水に対する計画、さらに農業用水との関連をいろいろ検討しておりますが、われわれの考えでは、今後これら問題は木曽川の総合利水計画を推進することによって確保していくたい。そうして、この南部の用水については、現在、愛知用水の水路を、この兼山の取水条件を改善することによって、現在の取水量を増加することによって、この水を供給したいという考え方で、いろいろ関係各県と協力して調査研究を進め、こうした方向で問題を進めておるわけでございます。もちろんこれは一気に実現できる問題ではございませんで、これについては、下流方面の農民の方々の立場も十分尊重し、また、関係各県の将来の利水事情というものを十分考えて、総合的に木曽、揖斐、長良三川を一体としてしまして、最も合理的に開発するということです。この問題を解決したいと思います。ただ、われわれは、そうした点において、現在の日本の実情から見て、この三川くらい水に恵まれている河川はございませんから、これを各方面が協力一致して開発したならば、これら

確信を持っておるわけでござりますが、これらにつきましては、しかし、地元のそれぞれの立場、関係の調整などなくちゃならぬ問題だと存じます。幸いにして、国においても水資源の開発については、いろいろ根本的な対策を立てられておるようでございますので、これらと関連し、今後の用水対策については格別な御配慮を願いたい、かようになっておる次第でござります。

○角屋委員 私がお尋ねいたしましたのは、矢作川の開発の水関係の評価、あるいは天白川の伏流水の評価、さらには知多半島方面における地下水の利用の数量、こういうものについては全然お触れにならなかつたわけですが、これららの問題についての県の検討の経過は一体どういうことですか。

○松尾参考人 先ほどの答弁は不十分でございましたが、衣浦方面は原則として矢作川の開発によつて供給したい。これは、現在中部地建におきまして実地調査をしまして、来年あるいは再来年ころに事業に着手するという見通しで、現在現地で調査を進めておりますので、衣浦方面、いわゆる知多半島の東側の方面的工業用水、これは原則としてこの矢作川に依存したいという考え方で今計画を進めています。

天白川その他につきましては、これも応急的な水量として使いまして、現在におきましては、東海製鉄の操業が大体八月ということになっておりますので、それまでにはこの愛知用水の通水を見るということで、これによつて

鉄の工事中の用水は地下水によつてまかなくております。しかし、大的に申しますと、知多半島自身には地下水の依存量というものはきわめて少ないと、今後においてもそう期待できないという考え方で、われわれは、今後の水は、いわゆる名古屋港沿岸におきましては主として木曽川に依存する、それから、衣浦方面につきましては矢作川に依存するという考え方で計画を進めておる次第でございます。

上げという問題についてはさらにより御努力になって、真に愛知用水が実現され多き成果を得るということによつて、日本の農林関係を中心とした総合開発の大きなモデル地区になるようになります。そういう点で希望を最後に述べまして、私の質問を終わらしていただきます。

○田口(長)委員長代理 加藤清二君。

○加藤(清)委員 この際、私も実はたくさんの方とお話を伺つておりますが、角屋委員から詳細にわたつて御質問がございましたので、私は簡単に要点だけをかいづまんでお尋ねいたしたいと存じます。

愛知用水がいよいよ通水する、夢の用水ができ上るるという点につきましては、この法案を生むころから苦労されておりました者の一人として、同僚議員とともに喜び、かつ期待をしております。普通でいきますれば、こういう大事業ができたあとには、必ず感謝の意味において神社ができるのが例のようでございます。愛知用水神社という神社ができてかかるべきだと思うわけでございます。にもかかわりませず、そういう声が今まで出ていないという点は、先ほど来皆さへはないか、もう一点は、受益者の方にしておわかりの通り、まだ最終仕上げまでの段階において不十分な点があるので不安と不満があるのではないか、これ解消することが、仕上げをなさる、いよいよ通水するにあたつて最も肝要なことだと思うわけでございます。そして、でき得べくんば、愛知用水神社

いうならば、これは所得もふえ、支払い能力もできるでございましょうけれども、このままではどういそのよくな農業進歩によるところの增收は、試験所の発表を聞きましてもなかなかに困難なようございます。従いまして、これは県御当局におかれましてもぜひ一つ御検討を願いたいと思います。この問題は皆さんに質する問題ではなくして、いずれわれわれ自身が国会において論議をし、農民の負担にいたるようにならぬ問題だとは心得ておりますけれども、それにはいたしましても、同じ木曽の水が流れ参りまして、名古屋の水道料金は十円、同じ愛用が流れ参りまして、同じ時期にできた水が、工業用水に回ると四円、飲料用水に回ると四十円の余になる、こういうことになりますと、工業用水その他の補助金等々の理由のいかんを問わず、これは地元民としては不公平ではないかとうそりが出るのはごもつともだとうるのです。同時に、同じ飲料用水にいたしましても、すでに知多半島で、厚生省の補助によつて、また県の御努力によつて簡易水道が行なわれてゐるわけあります。これは、一ヶ月十立米程度を使いまして百円の掛け金を出せば、十分に黒字経営ができるところが多いのでござります。それが、愛用を作ることによってます、愛用を作ることによってまさに十倍になるわけです。ところが、五十円から六十円程度で來ていたのが、愛用を作ることによってまさに十倍になるわけです。ところが、町村といたしましては、簡易水道によるところの既得権を喪失させるわけには参りません。そういうことで、町村

会議員や町村の行政指導者の方々は非常に苦慮をしておられるわけでござります。従いまして、県におかれても、公団におかれても、ぜひ一つこの点に留意していただきまして、でき得る限りこの負担を軽減するということに御努力が願いたい、この点はかように希望だけを申し述べて、次へ移りたいと存じます。

先ほど、用水とか治水工事が行なわれれば大ていお宮さんができるというふことを申し上げましたが、これは、その業に当たった人の偉業をたてるために、感謝のために行なわれるはずなんです。ところが、聞くところによりますと、せつかりっぱに公団の工事が仕上つた、そうしたら、これはとんじやないか。かくて木曽川の治水をやつて首を切られた人がござります。これはお殿様の金を使い過ぎた責任を感じて腹を切つたのでござりますけれども、これは徳川の悪政のしからしむるゆえんである。お城の抜け穴を作つたおかげで、ついにその人はお城から再び出ることでござりますけれども、事の性質上やはり新しいところでは仕事をせねばいかぬわけでござります。かりに人教的には全員行けるといたしましても、やはりいろいろ家庭の事情その他がありまして、新しいところには行けないという人もずいぶんあるわけであります。そういう方々は現在のところいろいろ仕事を見つけたために、大部分の人はせつかりつぱな腕を持つておから活用したい、活用してやろうということで、たゞ御審議いたいでおるような改正法が出ておるわけでござります。

○伊藤参考人 私からお答えするのが適当であるかどうか存じませんが、一

応申し上げます。首切りということを言わるとえらく書きが悪いのでございますが、先生がさきおつしやいましたように、事業量が減ることによりまして転職をしなくちゃならぬということでござります。しかし、いずれも御努力が願いたい、この点はかように希望だけを申し述べて、次へ移りたいと存じます。

職先を見つけて行つてもらうというこどございます。

○加藤(清)委員 豊川用水をやられてそこへ全員収容されるというならば問題はございません。これは次に行なわれる治水、利水公団との関連がござりますのであえてお尋ねするわけですが、首切り、転職は、別にその方々の個人の有する原因ではなくして、その原因は事業量の減少であつた、こういうことでござりますか。

○伊藤参考人 事業量の減少といふこともござりますけれども、現実の問題といたしまして、愛用を名古屋を中心にしていろいろ現場におられますけれども、事の性質上やはり新しいところでは仕事をせねばいかぬわけでござります。かりに人教的には全員行けるといたしましても、やはりいろいろ家庭の事情その他がありまして、新しいところには行けないという人もずいぶんあるわけであります。そういう方々は何人程度行なわれるのであるか、と同時に、その理由が、本人の希望である封建時代の話です。そこで、首切りが行なわれるとき聞きますが、一体それが何人程度行なわれるのであるか、とお尋ねしておきたいと思います。

○加藤(清)委員 あとは政府にお尋ねするなどとは私はつゆさら考えておらず、もう一つ、今度は公団側はやや責任があるのではないかと思われる問題一

あるのが丹羽先生の角屋さんからもあるいは丹羽先生の危険防止の御答弁がありますが、丹羽先生からもお尋ねのあつた危険防止の問題でござりますが、浜口総裁の御答弁たいたいと思います。それは、先ほど同僚がお尋ねしまして私の質問を終わりました。かりに学童等の訓練と申します退職が行なわれても、これは愛用の理事側やあるいは愛知県庁の責任であるなどとは私はつゆさら考えておりません。

○伊藤参考人 両方でござります。

○加藤(清)委員 あとは政府にお尋ねすることといたしますが、首切り、転職が行なわれても、これは愛用の理事側やあるいは愛知県庁の責任であるなどとは私はつゆさら考えておりません。

もう一つ、今度は公団側はやや責任があるのではないかと思われる問題一

あるのが丹羽先生の角屋さんからもあるいは丹羽先生の危険防止に努力した、こういうお話を満足ができないのでござります。これはごもつともなことではありません。けつこうなことだとはなぜかならば、浜口総裁の御答弁によりますと、その前から心を碎いてこなっています。それは、先ほど同僚がお尋ねしておきたいと思います。これはごもつともなことです。けつこうなことだとはありますけれども、それは落ちてから

思いますが、それは落ちてから

ので、ぜひ、この点御検討の上、死人が発生しないようにしていただきたい。首切りもいけませんが、幼児の命を断つということはもっとと避けなければならぬ問題だと思うわけでござります。これについて御見解を承りたい。

○伊藤参考人 今加藤先生の仰せ、一

「ごもつともでございます。先ほど来角屋、丹羽西先生に對してお答え申し上げ、また、御要望もございましたよう

に、私どもといたしましても、早急に何とか一つ万全の策をとりたい、か

ように考えております。

○田口(長)委員長代理 参考人各位におかれましては御多用中にもかかわらず、本審査のため有益なる御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

昭和三十六年五月二十五日印刷

昭和三十六年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局